

10 政令別表第1(9)項(公衆浴場、熱気浴場等)

省令第1条の3第1項(表)

従業員の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計が3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。

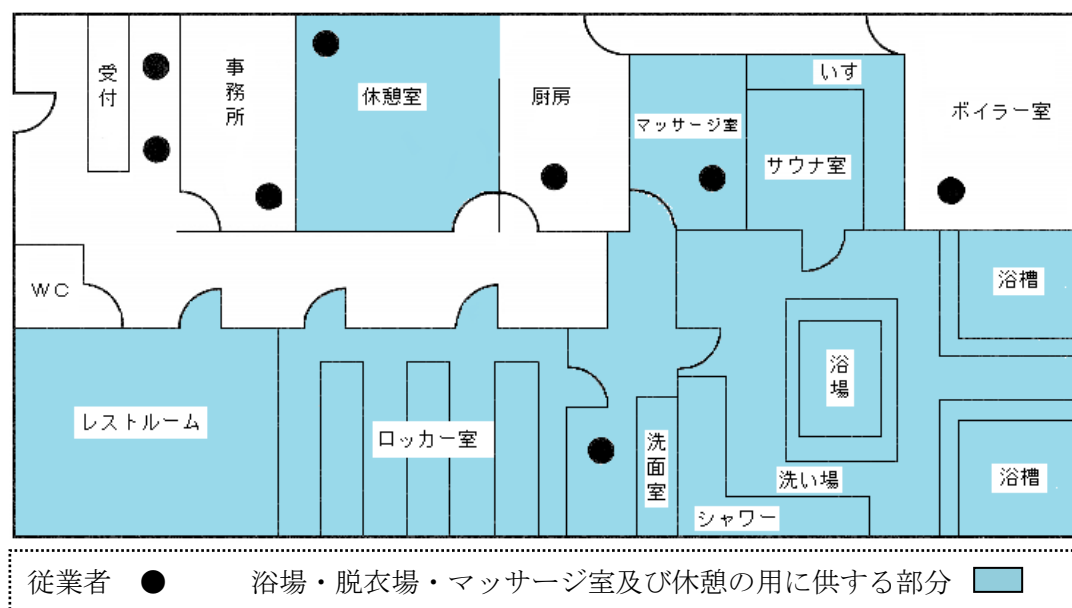
(1) 算定要素の定義

ア 「浴場」には釜場、火たき場は含まれない。

イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。

(2) 算定例

(9) 項イ：熱気浴場(サウナ)



ア 従業員 8人

イ 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積 300㎡

$$8(\text{人}) + (300(\text{㎡}) \div 3(\text{㎡})) = 108$$

となり、収容人員は、108人となる。